



8月14日 18時00分公表

令和3年8月14日
内閣府（防災担当）

令和3年8月11日からの大雨による災害にかかる
災害救助法の適用について【第6報】

1. 災害の概要

令和3年8月11日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、島根県、広島県、福岡県及び佐賀県は7市4町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【<u>島根県</u>】 <u>江津市</u> (ごうつし)</p> <p>【<u>広島県</u>】 <u>広島市 (全区)</u> (ひろしまし) <u>三次市</u> (みよしし) <u>安芸高田市</u> (あきたかたし) <u>山県郡北広島町</u> (やまがたぐんきたひろしまちよう)</p> <p>【<u>福岡県</u>】 <u>久留米市</u> (くるめし)</p> <p>【<u>佐賀県</u>】 <u>武雄市</u> (たけおし) <u>嬉野市</u> (うれしのし) <u>杵島郡大町町</u> (きしまぐんおおまちちよう)</p>	8月12日	8月11日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<u>【島根県】</u> <u>邑智郡川本町</u> (おおちぐんかわもとまち) <u>邑智郡美郷町</u> (おおちぐんみさとちよう)	<u>8月13日</u>	<u>8月11日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</u>	<u>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</u>

2. これまでにとられた措置
 ・避難所の設置 等

本件問合せ先
 内閣府政策統括官（防災担当）付
 参事官（被災者生活再建担当）付
 阿部、森戸、柚上、戸倉、山地
 TEL 03-5253-2111（内線51276）
 03-3503-9394（直通）